

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例
 (仮称) 素案に係る検討経過及び今後の予定

月 日	内 容
平成 25 年	
11 月 27 日	障害者差別解消条例 (仮称) 検討プロジェクトチーム (P T) を設置 (座長: 山本 徹 自由民主党富山県連政務調査副会長)
12 月 ~ 26 年 7 月	P T 会議 (計 16 回)
平成 26 年	
1 月 ~ 7 月	障害者団体等各種団体との意見交換
4 月上旬 ~ 下旬	市町村障害福祉担当課ヒアリング
4 月上旬 ~ 下旬	条例骨子案に関する市町村長の意見聴取
9 月 11 日	条例に基づく施策の積極的な推進に関する知事への申入れ
9 月 11 日 ~ 10 月 10 日	条例素案に対するパブリックコメントの実施
11 月 (予定)	11 月県議会提案
12 月 (予定)	条例制定
平成 27 年	
4 月 ~ 3 月	ガイドラインの策定等、条例施行に向けた準備
平成 28 年	
4 月 1 日 (予定)	条例施行

「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（仮称）」（素案）の概要

富山県議会
パブリックコメント資料
H26.9.11～10.10

自由民主党富山県議会議員会では、来る11月定例会において、『障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（仮称）』の制定を目指しており、このたび、その素案を取りまとめました。

前文

- これまで本県では、障害のある人の福祉向上のため様々な取組が行われ、障害及び障害のある人に対する県民の理解は徐々に深まってきている。しかしながら、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別や様々な社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があり、障害のある人もない人も、互いに納得のできる社会的な配慮が一層求められている。また、本県において、障害のある人は増加傾向にあり、高齢化や障害の重度化、多様化が進んでいる。
- このような状況を踏まえ、障害のある人が必要とする福祉、医療、雇用、教育等を充実させるとともに、障害及び障害のある人の現状と課題について理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることのない社会づくりに、県民を挙げて取り組まなければならない。
- 障害を理由とするいかなる差別もなくし、すべての障害のある人の人権が尊重され、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくりを目指す。

目的

○障害を理由とする差別を解消するための ①基本理念、②県及び県民の責務、県の施策の基本となる事項を定める。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

定義

「障害のある人」・・・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

※高次脳機能障害、難病含む

「社会的障壁」・・・障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

「障害を理由とする差別」・・・障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしないこと。

関係者の責務等

「県の責務」・・・施策を総合的に策定、実施しなければならない。

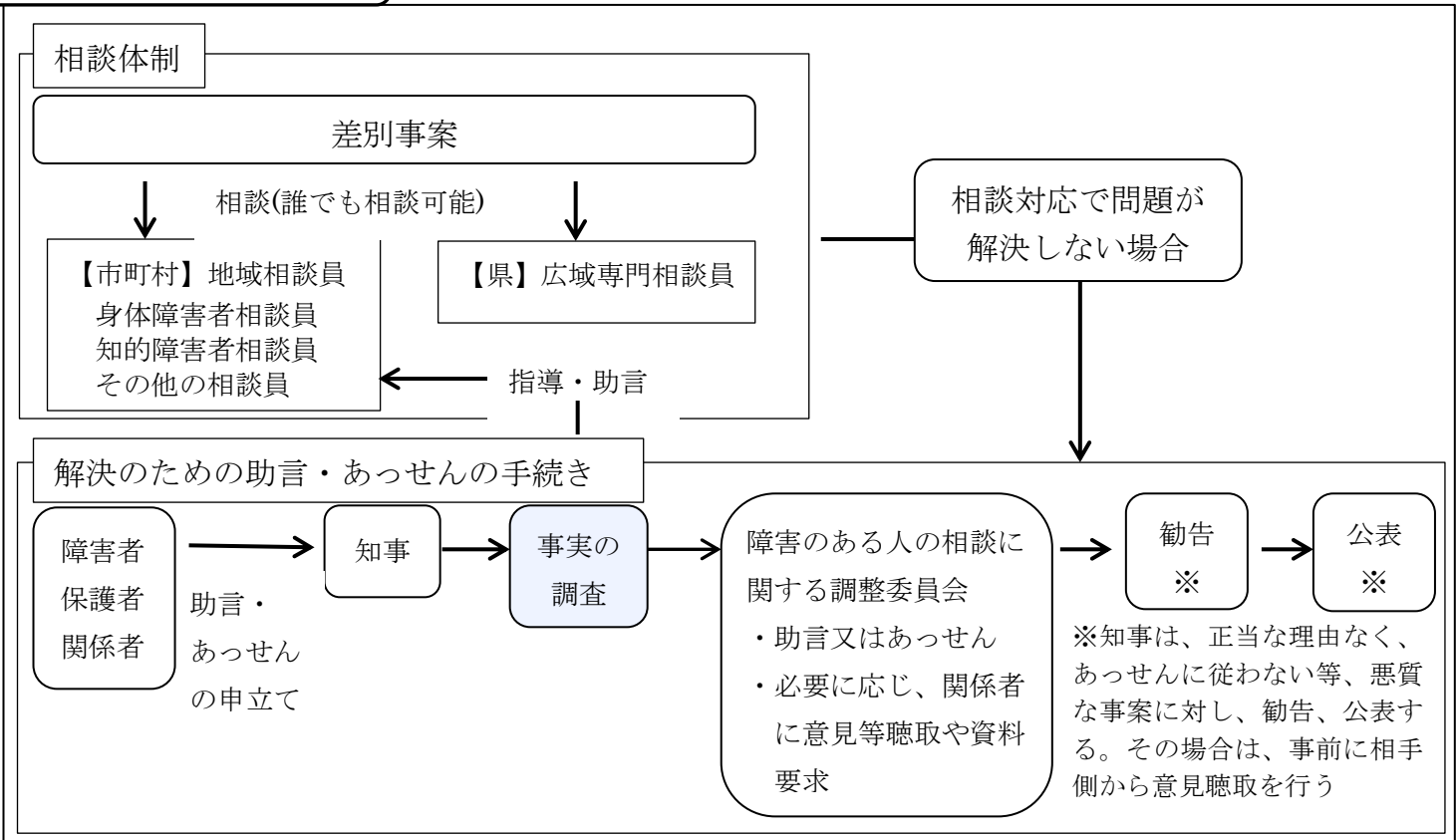
「県民の責務」・・・障害及び障害のある人への理解を深め、県・市町村が実施する施策に協力するよう努める。

「市町村との連携」・・・県は、市町村と連携して施策の策定、実施に努める。市町村に対する情報提供、技術的助言等の必要な支援を行う。

差別の禁止

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。
- ガイドラインにおいて、分野別に障害を理由とする差別の具体例を記載し、周知を図る
（福祉、医療、商品販売・サービス、労働・雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領など）

相談体制及び紛争解決



普及啓発等

- 障害及び障害のある人に対する県民の理解を深めるための普及啓発。
- 障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供など。
- 学校において、障害及び障害のある人に関する正しい知識を持つための教育を推進。

協議会の設置

- 障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため協議会を置く。

その他

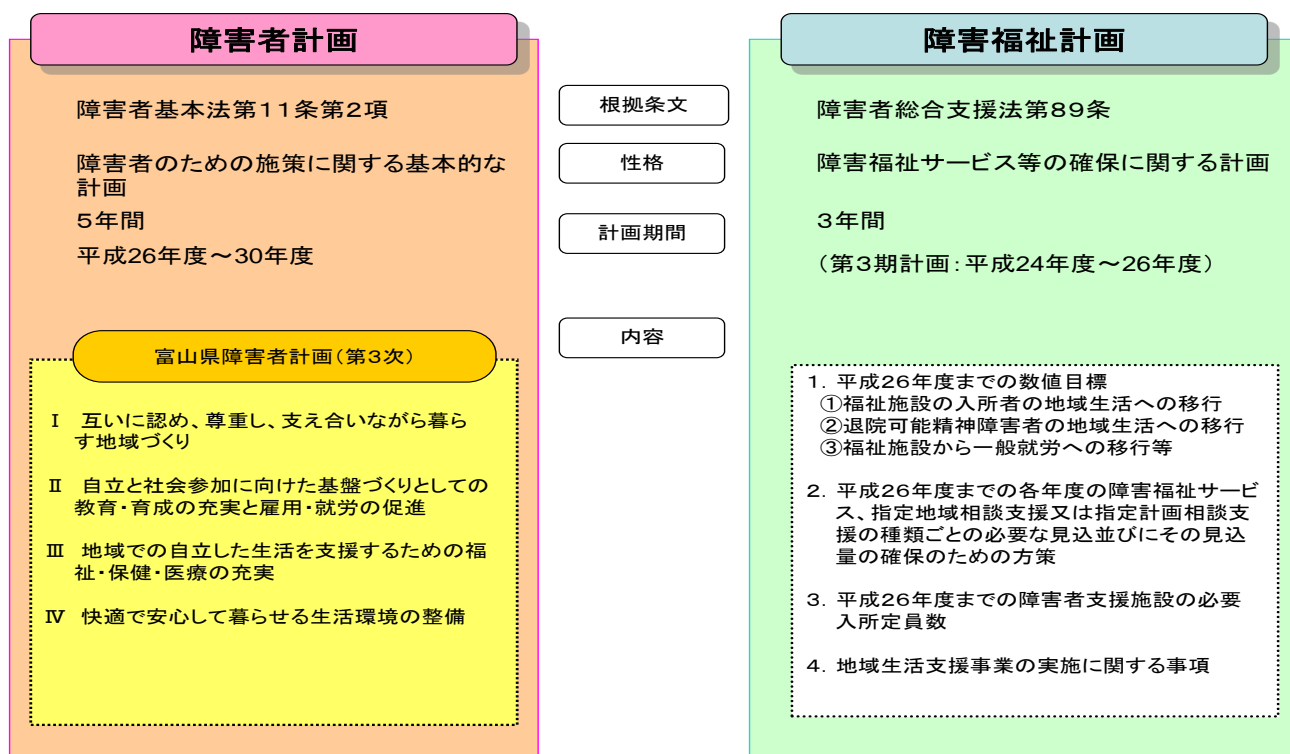
- 施行期日 平成28年4月1日（相談体制の整備や県民への周知等の準備期間をとるため）
- 見直し規定 3年経過後の見直し規定を置く。

○趣 旨

障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、障害者基本法に基づく「障害者計画」の実施計画として、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標や、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めるもの。

現行の第3期計画の計画期間が平成26年度末までであることから、平成26年度において、平成27年度を初年度とする第4期計画を、国の基本指針をふまえて策定する。

<障害者計画と障害福祉計画の関係>



○ 第4期計画に係る国の基本指針のポイント

【計画の作成プロセスに関する事項：PDCAサイクルの導入】

- ・「成果目標」、「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等

【個別施策分野①：成果目標に関する事項】

- ・福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
- ・精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
- ・地域生活支援拠点等の整備（新規）
- ・福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

【個別施策分野②：その他】

- ・障害児支援体制の整備（新規）

関係機関と連携しつつ、障害児支援の種別ごとの必要量を見込むとともに、障害児通所支援及び障害児入所支援の整備計画を設定

- ・計画相談支援の利用者増加に向けた体制整備、関係者の有機的な連携

【成果目標・活動指標の設定】

項目 (成果目標)		第4期計画(国指針) (H27年度～29年度)	第3期計画(H24年度～26年度)		
			国の指針	県計画	
<成果目標の設定>					
施設入所者の地域生活への移行	地域移行 者数	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年度末時点の施設入所者(実績値:1,395人)の12%以上がH29年度末までに地域生活に移行することを基本とする。 ・ただし、現在の計画において未達成と見込まれる割合を加味して設定する。 	H26年度末の数値目標は、H17.10.1時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本とする。		H17.10月現在の施設入所者(1,620人)の30%(486人)
	入所削減	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度末時点での施設入所者をH25年度末時点における施設入所者(実績値:1,395人)から4%以上削減することを基本とする。 ・ただし、現在の計画において未達成と見込まれる割合を加味して設定する。 	H26年度末の施設入所者数をH17.10.1時点の施設入所者数から、1割以上削減を基本とする。		H17.10月現在の施設入所者数の14.5%(235人)削減
入院中の精神障害者の地域生活への移行	(新)入院後3ヶ月時点の退院率の上昇	H29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とすることを基本とする	1年未満入院者の平均退院率	H26年度における1年未満入院者の平均退院率をH20.6.30の調査時点から7%相当分増加させることを基本とする。	H20年6月30日調査時点から7%相当分増加させる(75%)
	(新)入院後1年時点の退院率の上昇	H29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。	5年以上入院かつ65歳以上の退院者数	H26年度における高齢長期退院者数を直近の数から2割増加させることを基本とする。	直近の状況(H23:9人/月)から約20%増加させる(11人/月)
	(新)在院期間1年以上の長期在院者数の減少	H29の6月末時点の長期在院者数を、H24年6月末時点から18%以上削減することを基本とする。	/		
(新)地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備すること基本とする。		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 地域移行支援、地域定着支援、必要な訪問系・日中活動系サービス等の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点。 </div>		
福祉施設から一般就労への移行	H24年度の一般就労への移行実績(実績値:97人)の2倍以上とすることを基本とする。		H26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。H17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。		H17年度実績(27人)の約4.4倍(120人)
就労支援事業の利用者数	就労移行支援事業	H29年度末における利用者数がH25年度末の利用者数(実績値:197人)の6割以上増加させること目指すものとする。	H26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。		277人

	就労継続支援(A型)事業		H26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割以上の者が就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す。	—
<一般就労への移行等に係る活動指標の設定>				
	(新)就労移行支援事業所での移行率増加	H29年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。		
	公共職業安定所経由におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数	H29年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けることができるよう、支援件数の見込みを設定する。	H26年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。	120件
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	H29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。	H26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者(目安:3割)がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。	36人(福祉施設からの一般就労者の3割)
	障害者トライアル雇用事業の開始者数	H29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、開始者数の見込みを設定する。	H26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者(目安:5割)が活用できるよう、開始者の数値目標を設定する。	60人(福祉施設からの一般就労者の5割)
	職場適応援助者による支援の対象者	H29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けることができるよう、対象者数の見込みを設定する。	H26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者(目安:5割)が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。	60人(福祉施設からの一般就労者の5割)
障害者就業・生活支援センター事業	支援対象者	H29年度において、全ての者が支援を受けることができるよう、支援対象者数の見込みを設定する。	H26年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、支援を受けられるようにすることを目指す。	120人(福祉施設からの全ての一般就労者)
	設置数		全ての圏域に1カ所ずつ設置することを目指す。	4カ所(全ての圏域で1カ所ずつ設置)

○ 検討体制等

計画策定に必要な調査や各市町村により設定される目標値等を踏まえ、富山県障害者施策推進協議会・富山県自立支援協議会のご意見を伺いながら計画を策定する。(平成26年度3回開催予定)

富山県第4期障害福祉計画策定スケジュール(案)

年月	施策推進協議会	国	県	市町村
H26年 4月				
5月		第4期計画策定の考え方(基本指針)の告示		・現状分析 ・数値目標・サービス見込量の検討開始
6月				
7月				
8月				
9月	○第1回 ・計画策定の概要、スケジュール		基礎資料の収集、データ提供等	
10月				
11月				
12月			・数値目標・サービス見込量の市町村とりまとめ・調整(ヒアリング) ・計画素案作成	・数値目標・サービス見込量の中間報告
H27年 1月	○第2回 ・計画素案			各地域自立支援協議会での意見聴取等
2月			・数値目標・サービス見込量の最終取りまとめ ・障害者団体等からの意見聴取、パブリックコメント	数値目標・サービス見込量の報告
3月	第3回 ・計画案		・計画の策定	計画の策定

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの整備について

新リハビリ病院・こどもセンターの整備

1 富山県地域医療再生計画（2次交付分：国 H22 補正）

平成23年 11月 厚生労働省へ提出 <地域医療再生臨時特例交付金の活用>

高志リハビリテーション病院、高志学園、高志通園センターの3施設を新病院・こどもセンターに統合再編し、一体的に改築整備

2 基本計画

平成23年11月～ 高志リハビリ病院整備検討委員会（専門部会含む計8回開催）

平成24年 4月10日 **基本計画の策定・発表**

- 整備基本方針**
- ◇ 幼児期から高齢期までのライフステージに応じたリハビリ医療体制の構築
 - ◇ 高度専門的で集中的・効果的なリハビリ医療の提供
 - ◇ 重症児等への対応強化（NICUの後方支援体制の充実）
 - ◇ 発達障害等の問題を抱える児童への対応
 - ◇ 地域リハビリテーションの推進
 - ◇ 設備・アメニティの向上

3 基本設計～実施設計～着工

平成24年 7月～ 基本設計業務

平成25年 2月19日 **基本設計のとりまとめ・発表**

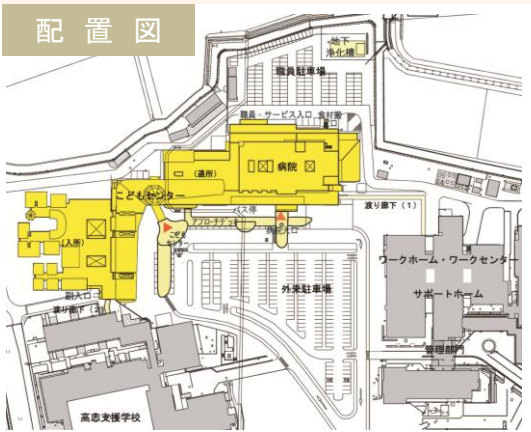
3月～ 実施設計業務

平成26年 1月～ 入札 → 契約

3月～ 着工 → H27年度開業予定

建物の概要

構造	鉄筋コンクリート造（3階以上は鉄骨造） 地上5階（一部6階） ※こどもセンター（入所ゾーン）は平屋建て
延床面積	約18,500㎡（バルコニー、渡り廊下等を除く）
病床数	202床（リハビリ病院：150床、こどもセンター：52床）
整備費	約86.3億円（既存施設の解体・改修費、外構・駐車場整備費等は含まない）



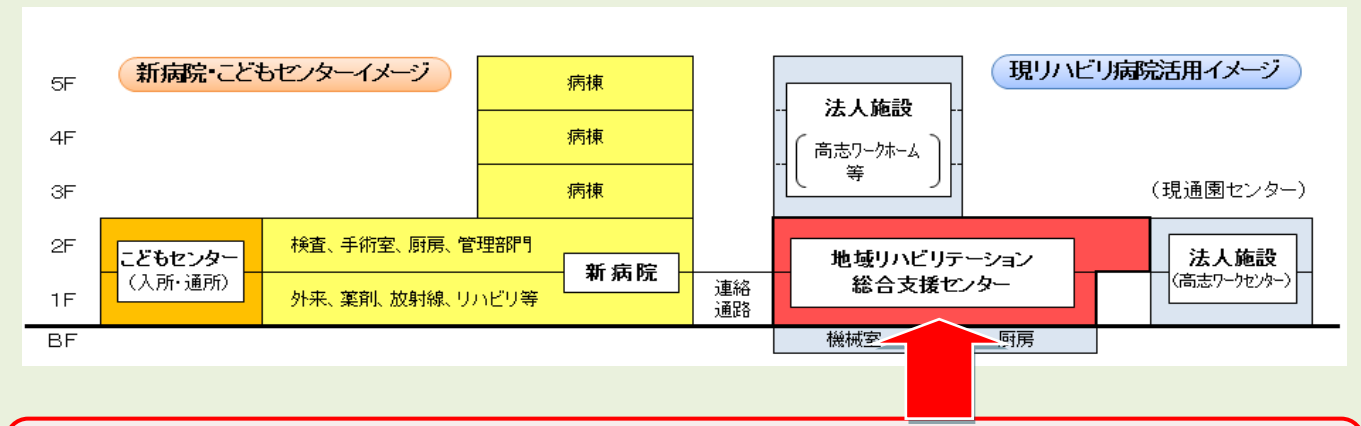
現病院の建物の活用

1 富山県地域医療再生計画（3次交付分：国 H24 補正）

平成25年 5月 厚生労働省へ提出 <地域医療再生臨時特例交付金の活用>

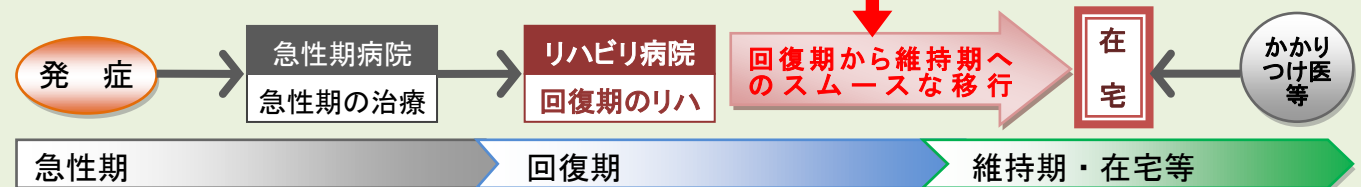
現病院の建物を活用し、新病院と一体となって、退院後の在宅生活をリハビリテーションの立場から支援する拠点施設を整備（現3施設における相談・地域支援事業等を集約・強化）

2 事業概要（主な機能）



地域リハビリテーション総合支援センター(仮称)

- ◆ 在宅生活相談センター
地域連携、ケアマネジメント、住宅改修相談、医療・介護機器展示、高次脳機能障害支援
- ◆ 訪問看護ステーション
訪問看護、訪問リハビリテーション
- ◆ 通所リハビリテーション
- ◆ 障害児地域生活支援
障害児相談・療育・訪問支援、発達障害支援
- ◆ 研修センター
医療・介護人材等の育成
- ◆ リハビリ研究センター
ロボットリハ、リハビリ手法、介護機器等の研究・検証



整備スケジュール

